

～デジタル庁からのお願い～

公金受取口座は本人口座の登録をお願いします！



**公金受取口座
登録って？**

給付金などを受け取るための預貯金口座（公金受取口座）を1人につき1口座、あらかじめデジタル庁に登録する制度です。



**どうして
本人口座
だけなの？**

給付金などの際に本人以外に振り込むことができないので
給付の遅れにつながってしまう可能性があるためです。



**登録や変更は
どうやって
できるの？**

マイナンバーカードとマイナポータルを利用して、登録している口座の確認と、変更を行うことができます。

用意するもの



マイナンバー
カード



本人名義の
預貯金口座



マイナンバーカード読取に
対応したスマートフォン



マイナポータルアプリの
インストール

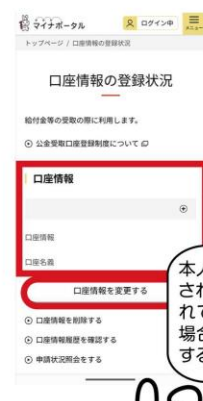
①マイナポータルにログイン



②公金受取口座の登録・ 変更をクリック



③登録状況等を確認



本人以外の口座が表示
されていたり、表示さ
れている口座を変更する
場合は「口座情報を変更
する」を押してね

詳しくは

公金受取口座 変更 検索

または



※QRコードは株デンソーウェブの商標登録です



デジタル庁

令和5年8月改訂

スマホ用電子証明書搭載サービス

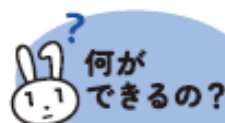
2023年5月11日より まずはAndroidから!



？
どういう
サービス？

- あなたのマイナンバーカードのICチップに格納されている署名用電子証明書を使って、あなたのスマホに、新たにスマホ用電子証明書を搭載するサービスです。
- マイナンバーカードなしで、スマホだけで、様々なサービスの利用や申込ができるようになります。

※搭載できる
スマホ一覧はこちら



？
何が
できるの？

- これまでマイナンバーカードの電子証明書を使わないと受けられなかったサービスが、順次、あなたのスマホだけで利用できるようになります。

こんなことがあなたのスマホだけでできちゃう!

①マイナポータルの利用

オンライン申請ができる!

自己情報が閲覧できる!

お知らせが届く!



子育て支援



引っ越し

確定申告
(2024年度より)

薬剤・健診情報



母子健康手帳

行政機関からの
お知らせ・各種証明書

②各種民間オンラインサービスの 申込・利用 (5月11日より順次対応予定)

③コンビニ交付サービスの 利用 (2023年対応予定)

④健康保険証としての 利用 (2024年度対応予定)

銀行・証券
口座開設携帯電話の
契約キャッシュレス
決済申込

他にも、順次、さまざまなサービス利用できるようになります!

お申し込みはカンタン!

STEP 1

お手元に
・マイナンバーカード
・マイナンバーカードの署名
用電子証明書のパスワード
(6桁～16桁の英数字)
・マイナンバーカード読取に
対応したスマートフォン
をご用意ください。



STEP 2

・あなたのスマホに、マイナポータルア
プをダウンロードし、起動して下さい。

マイナポータルとは?

マイナポータルとは、子育てや介護をはじめと
する行政手続の検索やオンライン申請がワン
ストップできたり、行政からのお知らせを受
け取ることができる自分専用のサイトです。

<https://myna.go.jp>


STEP 3

・あなたのスマホがスマホ用電子証明書
の搭載に対応していた場合、申し込みが
できる旨が表示されます。画面の指示に
従い、お申し込みに進んでください。
※搭載に対応していない場合は表示されません。マ
イナンバーカードを利用し、マイナポータルはじめ
各種サービスをご利用ください。

マイナポータルアプリでスマホ用電子証明書を登録している方へ

スマホ用電子証明書の 失効手続・一時利用停止 のお願い

スマートフォンの利用をやめるときは、**ご利用者様ご自身による**
スマホ用電子証明書の失効手続または一時利用停止が必要です。

※法律によりご自身で失効手続を行うことが義務付けられています。販売店舗などのスタッフの方が代行することはできません。

失効手続が必要なとき

スマートフォンを
下取・買取
に出すとき



スマートフォンを
回収・廃棄
してもらうとき

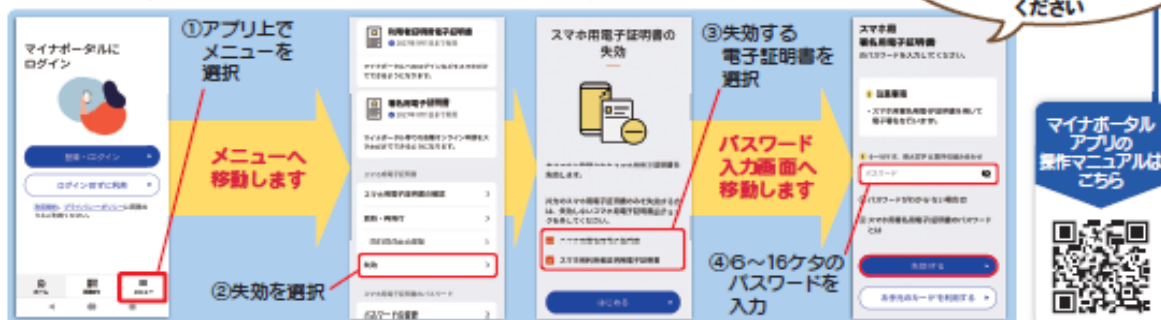


スマートフォンを
修理
に出すとき



失効手続の手順

それまで利用していたスマートフォンでマイナポータルアプリを開き、
失効手続を行ってください。スマホ用電子証明書が無効になります。



再度スマホ用電子証明書を利用する場合は、マイナポータルアプリから利用手続を行ってください。

一時利用停止が必要なとき

スマートフォンを
紛失
したとき



スマートフォンが
盗難
にあったとき



一時利用停止の手順

マイナンバー総合フリーダイヤルに連絡し、スマホ用電子証明書の一時利用停止をしてください。

一時的にスマホ用電子証明書が無効になります。

一時利用停止後、スマートフォンが手元に戻ってこない場合には、マイナポータルアプリの操作マニュアルをご参照いただき、失効手続を行ってください。

デジタル庁 総務省

スマホ用電子証明書について不明点がある場合、販売店舗などのスタッフの方では対応できませんので、
マイナンバー総合フリーダイヤルへお問い合わせください。

マイナンバー総合
フリーダイヤル

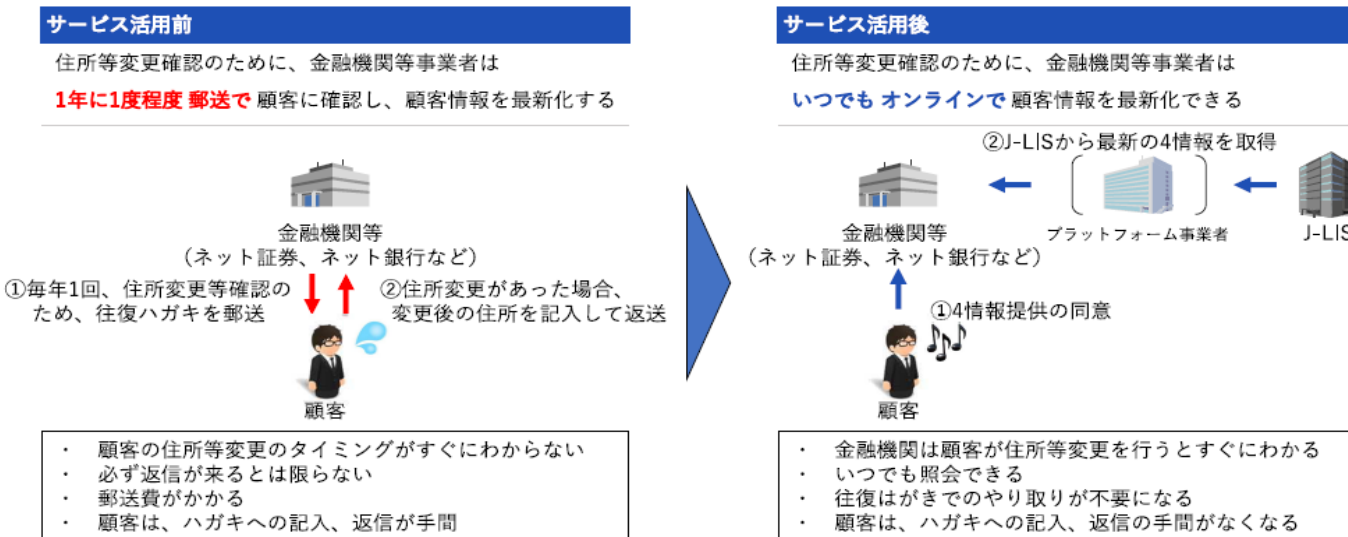
0120-95-0178

平日 9:30～20:00
土日祝 9:30～17:30

〈メニュー番号〉一時利用停止について▶② / その他失効手続等のお問合せについて▶④
スマートフォンの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報（4情報）提供サービス

金融機関等が、顧客申し込み等の際に、公的個人認証サービスを利用して本人確認を行う場合には、同意を得ることにより顧客の変更後の住所等※を国の機関（J-LIS）から入手することができる（※住所、氏名、生年月日、性別の4情報）



— 利用者の住所異動から金融機関等が最新の4情報を取得するまでの流れ

- (下図A) 顧客が、マイナンバーカードの電子証明書の再発行を行った場合、4情報がJ-LISに連携される
- (下図B) プラットフォーム事業者は、毎日作成されるCRL(失効リスト)をJ-LISから入手可能であり、これを活用することで、金融機関等は、住所等変更がある顧客を把握することが可能となる
- (下図C) 金融機関等は、個別に顧客の4情報をプラットフォーム事業者に照会し、J-LISを介して最新の4情報を入手することができる

